

定 款

株式会社アミファ

2022年12月19日改定

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アミファと称し、英文では、Amifa Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の製品の企画、開発、製造、販売、リース、仲介及び輸出入事業
 - 1) ラッピング製品、文具
 - 2) 生活雑貨、キッチン雑貨、服飾雑貨、日用品
 - 3) アパレル製品、化粧品
 - 4) 家具、寝具
 - 5) 包装用品、花器、花材、生花、造花、包装資材
 - 6) 美術品、工芸品
- 2 小売店、各種カルチャー教室の経営
- 3 小売、流通、ブランディングに関する経営コンサルタント業
- 4 広告業及び広告代理業
- 5 デザインに関するライセンスの管理、販売及びリース事業
- 6 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- 7 出版業
- 8 印刷業
- 9 インターネットを利用したデジタルコンテンツの配信及び通信販売事業
- 10 輸出入代行業務
- 11 フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の運営指導、育成
- 12 フランチャイズシステムによる小売店の経営
- 13 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
- 14 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,280 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定により請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 前 2 項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬」という。)は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は年 1 期とし、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとす

る。

(剰余金の配当の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 38 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 46 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第 46 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 33 条第 2 項の定めによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 条）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。

3 本条は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日にこれを削除する。